

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

|                   |                        |  |
|-------------------|------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 加古川市<br>( 28210 )      |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 志方町西牧地区<br>( 西牧 )      |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 6年 10月 31日<br>(第3回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地域において水稻、いちじく、野菜を主に栽培しており、野菜の栽培については生産規模の拡大を目指す。個人農家の高齢化に伴う後継者不足、不耕起農地の増加が大きな課題となっている。イノシシによる農作物、農道、池の土手などへの被害が多い。西牧営農組合(以下「営農」という。)のほか、法人や認定新規就農者が地域の担い手となっている。担い手が利用しない農地の管理が課題となるため、新たな担い手の確保を促進する。地域のため池用水を利用できるのは地域内の農家に限られていることから、地域外の農家がため池用水を利用できるよう検討する。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とするほか、緑肥作物を主体とした減化学肥料を主とする環境保全型農業を推進する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 36.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 36.5 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                    |
| 地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。<br>農地については引き続き担い手が適切に維持していく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                    |
| 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。                  |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                     |
| 農地の基盤整備済み。(昭和56年度)                                  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                |
| 地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。<br>また、新規就農者を積極的に受け入れる。      |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                 |
| 農家から依頼があった場合は、営農での農作業の対応を維持していく。                    |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                 |                                   |                               |                              |                            |
|---------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|------------------------------|----------------------------|
| <input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="radio"/> ③スマート農業 | <input type="radio"/> ④輸出    | <input type="radio"/> ⑤果樹等 |
| <input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="radio"/> ⑦保全・管理等     | <input type="radio"/> ⑧農業用施設  | <input type="radio"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="radio"/> ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ・イノシシ対策として個人農家が農地に電気柵を設置しているほか、山すそに獣害防止フェンスを設置している。
- ・また、猟師が年に数頭イノシシを捕獲して頭数を減らすようにしている。
- ・補助事業を活用しながら、営農による緑肥作物を利用した環境保全型農業を実施する。
- ・地域ブランド果樹として志方いちじくを栽培している。
- ・営農が農地の保全・管理に対応している。